

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	建物	3,050,000	現金	650,000
			未払金	400,000
			建設仮勘定	2,000,000
2	株式申込証拠金	10,000,000	資本金	10,000,000
	当座預金	10,000,000	別段預金	10,000,000
3	貸倒引当金	120,000	売掛金	200,000
	貸倒損失	80,000		
4	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
5	不渡手形	105,000	当座預金	100,000
			現金	5,000

・解説

1. 固定資産の取得に関する問題です。

本問のように、建設中に建物代金の一部を支払った場合には、建設仮勘定を計上して支出額を記録しておき、建設完了・引渡時に建物に振り替えます。

また、問題文に「登記料 ¥ 50,000」とありますが、登記料や手数料などの付随費用が発生した場合は**取得原価**に含めて処理します。

購入代価 3,000,000 円 + 付随費用 50,000 円 = 取得原価 3,050,000 円

☆参考・工事代金の一部を前払いしたときの仕訳

(借) 建設仮勘定 2,000,000 / (貸) 現金など 2,000,000

★解答・建設完了・引渡時の仕訳

(借) 建物 3,050,000 / (貸) 現金 650,000  
 (貸) 未払金 400,000  
 (貸) 建設仮勘定 2,000,000

固定資産の取得に関する問題は、第101回の間3や第118回の間5、第120回の間5、第125回の間4、第131回の間3、第139回の間1、第139回の間5、第141回の間2、第145回の間1、第147回の間1、第150回の間2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 株式申込証拠金に関する問題です。

株式引受人から受け取った払込金は、株式申込証拠金として別段預金に預け入れます。あえて別段預金を使うのは、一時的に預かっている状態の「払込金」と、自由に使える「各種預金」とを区別するためです。

☆参考・申込証拠金の受取時の仕訳

(借) 別段預金 10,000,000 / (貸) 株式申込証拠金 10,000,000

上記の仕訳を踏まえたうえで、本問で問われている払込期日の仕訳を考えましょう。

まず、問題文の「本日が払込期日となる」「資本金には会社法規定の原則額を組み入れることとする」という指示に従って、株式申込証拠金の**全額**を資本金に振り替えます。

- ・会社法規定の**原則額**を資本金に組み入れる場合：**全額を資本金に振り替える**（会社法第 445 条 1 項）
- ・会社法規定の**最低額**を資本金に組み入れる場合：資本金と資本準備金に 2 分の 1 ずつ振り替える（会社法第 445 条 2 項）

★解答①・株式申込証拠金を資本金に振り替える仕訳

(借) 株式申込証拠金 10,000,000 / (貸) 資本金 10,000,000

次に、問題文の「別段預金を当座預金に預け替えた」という指示に従って、別段預金を当座預金に振り替えます。

★解答②・別段預金を当座預金に振り替える仕訳

(借) 当座預金 10,000,000 / (貸) 別段預金 10,000,000

以上、①②をまとめると解答仕訳になります。

株式申込証拠金に関する問題は、第 101 回の問 4や第 108 回の問 4、第 112 回の問 1、第 136 回の問 5、第 149 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 債権の貸倒れに関する問題です。

売掛金の貸倒れに関する問題は、売掛金の発生時期によって 2 つのケースに分けることができるので、まず貸倒れた債権がいつ発生したのかを確認してください。

①前期以前発生・当期貸倒れ

②当期発生・当期貸倒れ

①の「前期以前発生・当期貸倒れ」というケースは、**決算を通過している**ので**貸倒引当金が設定されています**。よって、この債権が貸倒れた場合は、まず貸倒引当金を取り崩し、それでも足りない場合は貸倒損失勘定で処理します。

一方、②の「当期発生・当期貸倒れ」というケースは、**決算を通過していない**ので**貸倒引当金が設定されていません**。よって、この債権が貸倒れた場合は、**全額を貸倒損失勘定で処理**します。

本問は、問題文に「**¥ 120,000 については前期の販売から生じたもので、残額については当期の販売から生じたものである**」とあるので、120,000 円については①のケースに、80,000 円については②のケースに該当します。

よって、貸倒れた売掛金のうち、①のケースの 120,000 円については貸倒引当金を取り崩して充当し、②のケースの 80,000 円については貸倒損失勘定で処理します。

■貸倒引当金の残高が、仮に 50,000 円だった場合は？

本問は、貸倒引当金の残高が 150,000 円で、前期発生債権の貸倒れ額が 120,000 円でしたので、全額、貸倒引当金を取り崩して充当することが出来ます。

☆参考・貸倒れ額 < 貸倒引当金

(借) 貸倒引当金 120,000 / (貸) 売掛金 120,000

ここでもし仮に残高が 50,000 円だった場合、仕訳はどうなるでしょうか。その場合は、50,000 円の貸倒引当金を取り崩した上で、足りない分の 70,000 円については貸倒損失勘定で処理します。

☆参考・貸倒れ額 > 貸倒引当金

(借) 貸倒引当金 50,000 / (貸) 売掛金 120,000

(借) 貸倒損失 70,000

債権の貸倒れに関する問題は、現時点では本問のみです。

4. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

5. 不渡手形に関する問題です。不渡手形に関しては時系列で仕訳を追っていくと分かりやすいです。

まず問題文の「黒田商店から売掛金の決済のために受け取り、すでに細川銀行で割引きに付していた」から、受取手形を銀行で割り引いていたことが分かります。

☆参考・既に切られた仕訳

(借) 現金 \*\*\*\*\* / (貸) 受取手形 100,000

(借) 手形売却損 \*\*\*\*\*

その後、問題文の「同店振出し、当店宛の約束手形 100,000 が満期日に支払拒絶されたため、同銀行より償還請求を受け、小切手を振り出して決済した」から、当該手形が不渡りになり、償還請求を受けたことが分かります。

ちなみに「償還請求を受ける」というのは、細川銀行に「黒田商店さんが手形代金を払ってくれないから、割り引いたあなたが代わりに払ってくださいね」と言われたことを意味します。

遡及義務（振出人が手形代金を払わなかったら、代わりに払わなければいけないこと）のある当店は銀行から償還請求を受けた場合、とりあえず銀行にお金を払っておいて、後に手形の振出人である猪俣商店に手数料も含めた金額を請求します。

★解答

(借) 不渡手形 105,000 / (貸) 当座預金 100,000

(貸) 現金 5,000

不渡手形に関する問題は、第 117 回の問 1や第 123 回の問 2、第 130 回の問 5、第 133 回の問 5、第 138 回の問 2、第 142 回の問 3でも出題されているので、あわせてご確認ください。